

令和8年 第8回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和8年7月24日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和8年7月24日 金曜日
3. 開会の日時 令和8年7月27日 月曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室

5. 出席委員(17名)

1番	椎 名 一 志	委員	2番	小 関 史 和	委員
3番	水 寄 僚 子	委員	4番	鈴 木 淳 一	委員
5番	平 子 良 之	委員	6番	鈴 木 栄 市	委員
7番	鈴 木 憲 一	委員	8番	松 木 義 和	委員
9番	嶋 貫 勝 一	委員	10番	片 倉 功	委員
11番	平 忠 一	委員	12番	鈴 木 隆 英	委員
13番	寒河江 忠	委員	14番	青 木 久美子	委員
15番	工 藤 俊 昭	委員	16番	寺 嶋 嘉 春	委員
17番	高 橋 剛	委員			

6. 遅刻委員(1名)

9番 嶋 貫 勝 一 委員

7. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

石 塚 典 男	事務局長	鈴 木 由布子	補佐
井 上 克 俊	主 査	深 瀬 柊 介	主事

議 事 日 程

令和8年7月27日 月曜日 午前9時00分開会

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 報告第13号 非農地証明願について |
| 日程第4 | 議案第24号 事業計画変更申請について |
| 日程第5 | 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第27号 農用地利用集積等促進計画(案)について |
| 日程第8 | 議案第28号 長井農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第9 | 議案第29号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について |
| 日程第10 | 長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 高橋 剛 議長

ただいまより 令和8年第8回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に遅刻の通告のあった委員は9番 嶋貫 勝一 委員です。なお、欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について 議長より指名させていただきます。議席番号3番 水寄 僚子 委員、議席番号4番 鈴木 淳一 委員のお二人をお願いいたします。

○ 高橋 剛 議長

次に、日程第2 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 事務局より説明を求めます。井上主査。

◎ 井上主査

— 報告第12号朗読後、説明 —

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明が終わりました。この3件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 高橋 剛 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 高橋 剛 議長

次に、日程第3 報告第13号 非農地証明願について 事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第13号朗読後、説明 —

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明が終わりました。この1件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 高橋 剛 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 高橋 剛 議長

次に日程第4 議案第24号 事業計画変更申請について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第24号朗読後、説明 —

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明が終わりました。ここで、鈴木 淳一 農地専門部会長より、現地調査報告を求めます。

○ 4 鈴木 淳一 農地専門部会長

今月の議案で上がっております事業計画変更申請についてご報告いたします。

本案件は当初転用許可を受けた事業者では事業履行が難しいと判断され、事業者を変更するため申請をすることとなった案件です。今回の事業計画変更申請に関しては、事業計画や事業面積に変更はなく、あくまでも事業者の変更ということですので、当初計画者と事業承継者の関係性は非常に重要になってくると思われます。

そして、その点に関しては先ほど事務局から2社の関係性がわかるような説明をしていただいておりますので、総じて今回の事業計画変更申請に関しては問題ないものと思われます。

また、現場を見てきましたが、当該地周辺は既に山林化している箇所でありますので、逆に当該地を守っていく意味でも何ら問題はないものと思われますが、今回の事業承継者が確実に事業を実施していく様子を現地担当委員には見守っていただければと思います。

最後になりますが、事務局からもありましたとおり、本案件は農地法第5条の農地転用も同時

に申請が上がっております。しかしながら事業者を変更するための事業計画変更申請に伴う農地転用申請であり、事業箇所や資金計画、周辺への被害防除などに変更はございませんので、5条農地転用に関しても問題はないものと思われます。以上で報告を終わります。

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明及び農地専門部会長からの現地調査報告が終わりました。事業計画変更申請1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 高橋 剛 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第24号 事業計画変更申請1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第24号 事業計画変更申請1件について、これを承認することに意見決定いたします。

○ 高橋 剛 議長

ここで、9番 嶋貫 勝一 委員が到着しましたので報告いたします。嶋貫委員の着席を求めます。

(嶋貫 勝一委員 着席)

○ 高橋 剛 議長

次に日程第5 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について5件を議題いたします。事務局より説明を求めます。井上主査。

◎ 井上主査

— 議案第25号朗読後、説明 —

○ 高橋 剛 議長

これより担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1は 寺嶋 嘉春 委員にお願いいたします。

○ 16 寺嶋 嘉春 委員

番号1であります。〇〇〇〇さんから●●●●さんに有償移転ということです。譲受人の●●●●さんは80に近い方ではありますが、親子三代の祖父、息子、孫の三代に亘り土日も農業をされており、一生懸命頑張っている、部落でも認める農業家族というような感じであります。当然機械等々も全部揃っていますので、何ら問題ないというふうに思っております。

○ 高橋 剛 議長

次に、番号2は 工藤 俊昭 委員にお願いいたします。

○ 15 工藤 俊昭 委員

番号2番についてご報告申し上げます。この農地は一昨年まで△△△△で耕作しておりましたが、△△△△の方から辞められまして、去年あたりは〇〇〇〇さん自身が自己保全という形で整備していました。●●●●に関しても前回承認された農地など草刈りなど今整備している真っ最中であります。特に問題はなさそうです。以上です。

○ 高橋 剛 議長

次に、番号3から4は 椎名 一志 委員にお願いいたします。

○ 1 椎名 一志 委員

3番と4番について説明いたします。●●●●さんです。集積計画満了ということで、このたび3条賃貸借の再契約ということでございます。●●●●さんは認定農業者でもありますし、西根地区担い手協議会■ ■ ■でもある。勧進代地区のみならず、西根地区を背負って立つ人間だと信じておりますので、何ら問題ないと思います。以上報告します。

○ 高橋 剛 議長

次に、番号5は 嶋貫 勝一 委員にお願いいたします。

○ 9 嶋貫 勝一 委員

南陽市の〇〇〇〇さんから有償移転ということで九野本の●●●●さん。●●●●さんにつ

いては平野地区でも中核の担い手となっております。前からその土地は●●●●さんが耕作しております。土地が隣接していることもありまして機械整備もしっかりと整っていることから問題ないと思われます。以上です。

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。なお、番号5は、小関 史和委員と青木 久美子 委員に関係がありますので、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、この1件を除く4件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 高橋 剛 議長

はい。ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号5を除く4件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号5を除く4件について、これを許可することに決定いたします。

○ 高橋 剛 議長

ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、小関 史和 委員と青木 久美子 委員の退席をお願いします。

（ 小関 史和 委員、青木 久美子 委員 退席 ）

○ 高橋 剛 議長

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号5の1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 高橋 剛 議長

はい。ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号5の1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第25号 農地法第3条の規定による 許可申請のうち、番号5の1件について、これを許可することに決定いたします。

○ 高橋 剛 議長

ここで、小関 史和 委員と青木 久美子 委員の復席を求めます。

（ 小関 史和 委員、青木 久美子 委員 復席 ）

○ 高橋 剛 議長

小関 史和 委員と青木 久美子 委員に申し上げます。ただいま、議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号5の1件について、これを許可することに決定しましたので告知いたします。

○ 高橋 剛 議長

次に日程第6 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第26号朗読後、説明 —

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、今月は記載の2

件でございます。1番九野本字伊勢堂の1筆。地目が畑。面積が341㎡でございます。権利種別は使用貸借。貸付人が九野本在住の〇〇〇〇、借受人が株式会社◇◇◇◇◇ 代表取締役社長 △△△△となっております。転用の理由ですが、会社駐車場の増設のためとなっております。続いて概要ですが、現在、会社敷地内に社員の車及び社用車を駐車しておりますが、駐車スペースが不足し車の出入りや製品の積み出し等で苦慮していることから、駐車場を増設し車での出入り等を円滑に行えるようにするため申請するものです。続いて費用面ですが、今回は使用貸借となっておりますので、賃借料及び土地取得費等は発生しておりません。

造成費として■■■万円の総額■■■万円となっております。要件ですが、当該地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当するため、原則として許可できませんが、既存施設の拡張に該当するため、許可は可能となります。続いて造成は約40センチの盛土及び約20センチの切土を行います。法面は土留めによる法面の保護を行います。取排水は該当なし、雨水は地下浸透です。続いて図面等を見ていただきながら位置関係についてですが、北側は道を挟んで雑種地・畑及び宅地、南側は道及び用悪水路を挟んで畑、東側は道を挟んで宅地、西側は用悪水路を挟んで田及び宅地、こちらの宅地部分については既存会社◇◇◇◇の会社敷地となっております。周囲への影響についてですが、建物を設置しないため周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。

続いて2番上伊佐沢字中姫定の2筆。地目がどちらも田。面積が合計で9,544㎡です。こちらが先ほど申し上げました事業計画変更申請に係る農地転用となります。また、申請面積9,544ですが、併用地として原野が1,385㎡ございます。権利種別は所有権移転。譲渡人が株式会社〇〇〇〇 代表取締役 ●●●●、譲受人が特定非営利活動法◇◇◇◇ 理事長 △△△△です。転用の理由としましては、植林事業を実施するためとなります。概要ですが、森林として整備することで地域の環境保全や土砂災害防止機能向上にも寄与できると判断し申請するものです。続いて費用面ですが、賃借料土地取得費は発生せず、その他として■■■万円。前回の転用と同額となっております。続いて要件ですが、当該地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地に該当するため、原則として許可できませんが、当該申請に係る事業の目的を達成することができる代替地が存在しないため、許可は可能となります。造成は植栽の性質上必要が無いため生じません。法面は植栽に際して土地境から5mセットバックするため現状維持となります。取排水は該当なし、雨水は地下浸透です。位置関係についてですが、北側は田及び原野、南側は道を挟んで田、東側は水路を挟んで田及び原野、こちら原野は併用地でございます。西側は道を挟んで山林となっております。周囲への影響についてですが、周辺農地が耕作を行っていないため周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。以上です。

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明が終わりました。農地専門部会長からの報告につきましては、日程第4 議案第24号 事業計画変更申請において、関連して報告をいただいておりますので、省略させていただきます。それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 高橋 剛 議長

それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに意見決定いたします。

○ 高橋 剛 議長

次に、日程第7 議案第27号 農用地利用集積等促進計画（案）について、所有権移転1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上主査。

◎ 井上主査

— 議案第 27 号朗読後、説明 —

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明が終わりました。農用地利用集積等促進計画（案）1 件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 高橋 剛 議長

それではご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画（案）1 件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画（案）1 件について、これを承認することに意見決定いたします。

○ 高橋 剛 議長

次に日程第 8 議案第 28 号 長井農業振興地域整備計画の変更について、農用地区域への編入 1 件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第 28 号朗読後、説明 —

今回は農用地区域への編入が 1 件となっております。1 番九野本南城慶の 1 筆、地目が田、面積が 3,061 m²の内 560 m²となっております。

計画者の住所等については長井市九野本 株式会社◇◇◇◇ 代表取締役 △△△△、変更事由といたしましては、地域の担い手の耕作の用に供するためとなっております。また、土地所有者は現在、埼玉県在住の□□□□氏となっております。では続いて事業の詳細等についてご説明申し上げます。図面番号 1 の九野本の編入案件となります。事業計画者は先ほど申し上げたとおり株式会社◇◇◇◇で、土地所有者は現在、埼玉県在住の□□□□氏です。当該地は約 8 割が農用地で残り約 2 割が農用外（白地）になっているという状態の農地です。また、従来から耕作されている農地であるため、本来であれば農用内農地として利用を図るべき農地であったと思われませんが、先ほど説明した通り一部が農用外となっていたため、農用地に入っていない残りの 560 m²を編入する運びとなったものです。今後も引き続き耕作を行っていく予定であり、また、10ha 以上の農用地に接しておりますので、先ほどご説明した通り、農用地として利用を図るべき土地であると思われます。以上の点について、編入に関して問題はないと思われます。以上です。

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明が終わりました。ここで 鈴木 憲一 農業振興専門部会長より現地調査報告を求めます。

○ 7 鈴木 憲一 農業振興専門部会長

今月は編入が 1 件で、ただ今説明のありましたように、7 月 22 日に工藤 俊昭 農業振興専門副部会長、片倉委員、嶋貫委員、小関委員、また、農振編入の現地調査の後に農地部会での現地調査も控えておりましたので、鈴木 淳一 農地専門部会長、松木 義和 農地専門副部会長と農林課農振担当の渋谷主任、事務局とで現地確認してまいりましたので、ご報告いたします。

図面番号 1 の九野本の編入案件についてです。現地調査を行いまして、申請地の利用状況についてですが、事業計画者であります株式会社◇◇◇◇が大豆を耕作しており、将来的にも耕作を続けていくということでもあります。また、当該法人が耕作する以前から耕作されており、長年耕作されている土地であるとのことでした。この土地は先ほど事務局からも説明のあった通り 10ha 以上の集团的農用地に接している農地であり、また、今後も耕作していくことが認められますので農用地の設定をして差し支えないと見てまいりましたので、ご報告いたします。

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明及び現地調査報告が終わりました。議案第 28 号 長井農業振興地域整備計画の変更 1 件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 高橋 剛 議長

それではご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第28号 長井農業振興地域整備計画の変更1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第28号 長井農業振興地域整備計画の変更1件について、これを承認することに意見決定いたします。

○ 高橋 剛 議長

次に日程第9 議案第29号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について 2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第29号朗読後、説明 —

今月は2件でございます。どちらも伊佐沢の案件となっております。1番上伊佐沢の2筆、地目はどちらも田、面積の合計が1,783㎡でございます。土地所有者は米沢市在住の〇〇〇〇氏で、現地調査につきましては令和8年6月29日に記載の3名の委員と現地調査を行ってまいりました。調査を踏まえまして、再生利用が困難な農地と判断をしてきたところでございます。続いて2番芦沢の案件で合計が10筆、面積の合計が11,038㎡でございます。土地所有者は埼玉県在住の〇〇〇〇氏となります。現地調査については先ほど申し上げたとおり令和8年6月29日に記載の3名の委員と調査を行ってまいりました。再生利用が困難な農地と判断をしてきたところでございます。以上です。

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明が終わりました。これより、各地区の報告をお願いします。番号1及び2について、伊佐沢地区の代表の方の報告をお願いします。

○ 5 平子 良之 委員

それでは私の方からご報告申し上げます。上伊佐沢の農地でございますけれども、現地調査をしたのが私と前委員の渋谷委員と寺嶋委員で確認をしてまいりました。議案番号1の上伊佐沢の農地につきましては、県道ふたえ坂を超えて1つ目の信号から北へ行ったところにある所有者の住宅周りの土地でございます。現在の所有者は米沢市在住でございます。この住宅につきましては、若干管理はされておりますけれども、農地につきましては雑草が生え茂っておりまして現状復旧の見込みのない農地として判断してまいりました。なお、住宅の下の部分につきましては、家庭菜園も若干やっております。ここ数年くらいは使う予定はあるようでございますが、そのほかにつきましては、復旧の見込みがないというふうに判断してまいりました。議案番号2番でございますが、春谷地の部分につきましては、火葬場近くの農地でありますけれども、軽トラとかようやく入れるところございまして、上流にため池などもございまして、その農地につきましては借りる予定の人もいませんし、所有者につきましては埼玉県在住ということで、もうそのままだ状態ということでございました。現状につきましても、かなり雑草が生い茂っておりまして、荒れ果てている状況でございます。もう一つの方は長面ということでございますが、こちらの方は完全な山間部の方に入りまして南陽市境の方に入っていくところでございます。十数年前からかなり草が茫々としている農地ございまして、現在は使用する予定もございませんし、借主ともいないような状況です。現在この付近につきましては熊の発生が見込まれておりまして、これからちょっと人が行けるのかなという状況ございまして、復旧の見込みなしということで非農地として判断してまいりました。以上です。

○ 高橋 剛 議長

事務局の説明及び地区代表委員からの報告が終わりました。議案第29号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断2件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 高橋 剛 議長

それではご質疑ご意見ないので採決いたします。議案第29号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断2件について、これを非農地と判断することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第29号 利用状況調査に伴う農地・非農地の判断2件について、これを非農地と判断することに決定いたします。

○ 高橋 剛 議長

次に日程第10 長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてです。我々農業委員会が農業者の公的な代表機関として、法令遵守を徹底するための決議を行いたいと思います。それでは、「長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」について、事務局より説明を求めます。石塚事務局長。

◎ 石塚事務局長

この決議は今回で8回目です。農業委員が法令遵守による公正、公平な職務の遂行について、農業会議より年1回以上申し合わせするよう通知されております。これから、私が読上げます。

長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案） 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和8年7月27日 長井市農業委員会

以上でございます。改めて法令遵守の徹底を確認していただき、決議いただきますようお願いいたします。

○ 高橋 剛 議長

事務局からの説明が終わりました。「長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」について、ご質疑ご意見ございませんか。

— （「なし」の声あり） —

○ 高橋 剛 議長

それではご質疑ご意見ないようですので、この内容で決議いたします。「長井市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」について、これを決議することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 高橋 剛 議長

はい。挙手全員であります。よって、この内容で決議することに決定いたします。委員の皆さんにおかれましては、今後も、法令遵守による公正、公平な職務の遂行を徹底していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして、令和8年第8回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 9：45

上記のとおり、令和8年第8回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和8年7月27日

議 長	会 長	⑩
-----		-
議事録署名委員	3 番	⑩

議事録署名委員	4 番	⑩
